

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること
--------------	------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策目標	2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
施策目標	2-1	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること
個別目標	1	職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること
		※重点評価課題10 (少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組) ※重点評価課題13 (若年者雇用対策) (評価対象事務事業) ・「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業 ・委託訓練活用型デュアルシステムの実施 ・若者自立塾事業 ・地域若者サポートステーション事業 ・「私のしごと館」運営事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 人口減少下においても、経済の発展を将来にわたって持続可能なものとしていくため、若者をはじめとする人材の育成を進め、一人ひとりの能力を高め我が国の産業を支える人材の質を向上させる。		
2 根拠法令等 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)		
主管部局・課室	職業能力開発局実習併用職業訓練推進室	
関係部局・課室	職業能力開発局能力開発課、育成支援課、キャリア形成支援室	

2. 現状分析(施策の必要性)

<p>若者の雇用情勢については、フリーター数が5年連続で減少しているものの、年長フリーター(25~34歳)やニート状態にある若年無業者(15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)は依然として多く、また、いわゆる就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎える状況となっている。</p> <p>このため、平成20年4月に策定した「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料)において、就職氷河期に正社員になれなかった若者について、早急に安定雇用を実現するため、今後3年間で100万人の正規雇用化を目指すことや、ニート等の自立支援の充実を図ることとしており、これに向けた若者の職業能力を向上させるための施策の拡充を図ることとしている。</p> <p>フリーター等への実践的な職業訓練の実施や地域若者サポートステーション等によるニート等の若者の自立支援を通じて、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、就業に結びつけるための施策の推進が求められている。</p>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	委託訓練活用型デュアルシステム(若年者)の修了者における就職率(75%以上/平成20年度)	68.8% 【98.3%】	71.9% 【102.7%】	75.5% 【107.9%】	76.5% 【109.3%】	73.8% 【98.4%】 (暫定値)
(調査名・資料出所、備考) ・指標は職業能力開発局調べによるものであり(職業能力開発行政定例業務統計報告)、訓練修了3ヶ月後の就職率である。						
施策目標の評価 【有効性の観点】 委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率が目標値である75%を若干下回ったものの、目標達成率は98.4%と高い水準を維持しており、若者に対する職業キャリア支援策として有効であると評価できる。 【効率性の観点】 委託訓練活用型デュアルシステムは、企業における実習と民間教育訓練機関等における座学を組み合わせた職業訓練であり、企業の求人内容の高度化に対応した実践的な能力を修得することができ、また、民間活力を活用した訓練であるため、実施方法として効率的であると評価できる。 【総合的な評価】 引き続き高い水準での成果をあげている事業がある一方、雇用失業情勢の悪化の影響もあり、委託訓練活用型デュアルシステムの就職率など目標達成に至らなかった事業もあった。今後も厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるが、その中においても、各事業の拡充・強化を図り、若者の職業キャリア支援の一層の充実を図っていく必要がある。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	委託訓練活用型デュアルシステム(若年者)の修了者における就職率(75%以上/平成20年度) 施策目標に係る指標1と同じ	68.8% 【98.3%】	71.9% 【102.7%】	75.5% 【107.9%】	76.5% 【109.3%】	73.8% 【98.4%】 (暫定値)
2	「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業実施団体における訓練生の訓練修了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率(80%以上/平成20年度)	-	-	-	-	96.2% 【120.3%】 (暫定値)
3	若者自立塾の卒塾後6ヶ月経過後の就労率(70%以上/平成20年度)	-	62.1% 【88.7%】	65.4% 【93.4%】	60.2% 【86.5%】	55.1% (暫定値) 【78.7%】
4	地域若者サポートステーションの					

	利用開始から6ヶ月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合	-	-	47.6% 【79.3%】	51.5% 【85.8%】	56.6% (暫定値) 【94.3%】
	②就職等進路決定者の割合 (①60%以上 ②30%以上 /平成20年度)	-	-	26.2% 【87.3%】	26.8% 【89.3%】	27.9% (暫定値) 【93.0%】
5	「私のしごと館」の利用者から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というものや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答を得る率 (80%以上/平成20年度)	-	83.0% 【103.8%】	83.2% 【104.0%】	82.5% 【103.1%】	81.9% 【102.4%】
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、職業能力開発局能力開発課調べによる。 ・指標2は職業能力開発局実習併用職業訓練推進室調べによる。なお、本事業における訓練は平成20年度から開始されており(訓練期間は6ヶ月～1年1ヶ月)、調査・集計は平成21年9月頃を予定 ・指標3は若者自立支援中央センター((財)日本生産性本部)調べによるものであり、平成17年度から開始された事業である。なお、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年10月下旬頃に公表予定である。 ・指標4は若者自立支援中央センター((財)日本生産性本部)調べによるものであり、平成18年度から開始された事業である。なお、平成20年度の数値は暫定値(平成20年4月～10月の登録者実績)であり、確定値は平成21年11月に公表予定である。 ・指標5は、(独)雇用・能力開発機構調べによる。 						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	地域若者サポートステーションの延べ来所者数 (23万人以上/平成20年度)	-	-	35,179 【140.7%】	144,171 【150.2%】	202,112 【87.9%】
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、若者自立支援中央センター((財)日本生産性本部)調べによるものであり、平成18年度から開始された事業である。						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>雇用失業情勢の悪化の影響で、委託訓練活用型デュアルシステムの就職率は、前年度を若干下回ったものの、依然として73.8%という高い水準を維持しており、若年者の能力開発を通じた就職支援策として効果的なものといえる。また、「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業では、訓練修了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率が96.2%と非常に高くなっており、受講者に対する職業訓練は有効であったといえる一方で、今後も厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるが、その中においても若者に対する職業能力形成支援を強化していく必要がある。</p> <p>ニート等の若者に対する支援については、「地域若者サポートステーション事業」等を実施しており、延べ来所者数や就職等進路決定者の割合の増加がみられ、若者がニート状態を脱するための有効な支援策であると評価できる。今後も「新雇用戦略」(平成20年4月)において定められた「地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者割合を2010年度までに30%とする」という目標に向けて、一層の取組強化が求められている。</p> <p>また、<u>地域若者サポートステーション事業や若者自立塾事業における利用状況等の把握を引き続き実施していく。</u></p> <p>今後とも、これらの事業の拡充・強化を図り、若者の職業キャリア支援の一層の充実を図っていく必要がある。</p>						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						

事務事業名	委託訓練活用型デュアルシステムの実施				
平成20年度 予算額等	8,117百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	6,882百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（民間団体）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
若年者のフリーター化・無業化を防止しつつ、企業の求人内容の高度化のニーズに対応した実践的な能力を修得するため、企業における実習と教育訓練機関における座学とを組み合わせた委託訓練活用型デュアルシステムを実施する。また、民間活力を活用し、更なる普及・定着を図る。					
政府決定・重要施策との関連性					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	6,889	7,462	7,662	8,072	8,117
予算上事業数等 （計画人数）	25,000	27,230	29,800	30,000	36,000
事業実績数等	22,905	26,517	27,669	27,219	29,252
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
雇用失業情勢の悪化に伴い有効求人倍率が大幅に低下したこともあり、平成20年度においては、訓練修了後の就職率は目標値をわずかに下回ったものの、73.8%（暫定値）と高い水準を維持しており、若年者の安定雇用への移行を促進するために、委託型訓練デュアルシステムを実施することは、依然として効果的であると評価できる。 なお、厳しい雇用失業情勢が続く中で、非正規労働者が増大し、若年者だけでなく、子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方に対する支援が必要になってきたことから、平成21年度からは職業能力形成機会に恵まれなかった方に対象範囲を広げ、新たに事業を実施している。					
事務事業名	「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業				
平成20年度 予算額等	当初：289百万円（補正後：282百万円）（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	118百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（民間団体）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
熟練技能者を有する団塊世代の大量引退と、ものづくりやサービス現場への若者の入職減少が相まって、現場を支える人材の育成が急務となる中で、座学とOJTを組み合わせた現場の戦力を養成する「実践型人材養成システム」を中小企業に普及・定着させるためには、事業主団体（事業協同組合、業界団体地域支部等）の傘下企業に対する指導援助機能や、訓練実施企業のスケールメリットを活かす地域レベルの仕組みを構築することが不可欠である。 本事業は、実践的な職業訓練に積極的に取り組む事業主団体における先導的モデルづくりを進め、その結果を全国の事業主団体に普及することにより同種企業の「実践型人材養成システム」への取組促進を図るものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料）、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」（平成20年7月29日政府発表）、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与国会議、経済対策閣僚会議合同会議）、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与国会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）、及び「経済					

危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)及び「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)等において、ジョブ・カード制度の整備・充実を図ることとしている。
※本事業は、ジョブ・カード制度における職業能力形成プログラムの一つである「実践型人材養成システム」の普及・定着を図ることを目的としている。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	-	205	289(282)
予算上事業数等 事業実施団体数(団体)	-	-	-	15	28
事業実績数等 事業実施団体数(団体)	-	-	-	13	20

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

平成20年度における「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業実施団体における訓練生の訓練修了3ヶ月後のOJT実施企業への定着率は、96.2%と目標の80%を大幅に上回る高い実績を挙げている。このことから、実践型人材養成システムが訓練生の職場定着を支援する施策として非常に効果が高い施策であると評価できる。

従って、引き続き本事業による業界団体等によるモデルカリキュラムの構築等に積極的に取り組み、一層の「実践型人材養成システム」実施企業の拡大に努めることとしている。

事務事業名	若者自立塾事業
平成20年度 予算額等	596百万円(補助割合:[国10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
平成20年度 決算額	595百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(NPO法人、学校法人、株式会社等)

事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)

教育訓練も受けず、就労することもできない、ニート状態の若者(35歳未満)の数は、依然として高水準にあり(平成20年64万人)、さらに30代後半の無業者の増加も認められる(平成20年20万人)ところである。このような若者の職業的自立を支援するためには、基本的な能力等の養成に留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は若者の置かれた状況に応じて個別、継続的に行うことが重要である。

このため、合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へ導くことを目的とする「若者自立塾事業」を実施している。

また、若者が職業的自立に向けて抱える様々な問題を地域全体で支えるという観点から、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション事業」を実施している。

政府決定・重要施策との関連性

ニート等の若者に対する支援の必要性については、「経済財政改革の基本方針2009」において、当面の最優先課題として、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化することとされているほか、安心社会実現の道筋の安心再構築局面(2009年度~2011年度頃)において、「国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施」を行うなど、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行うことと記述されている。

また、「安心活力の実現に向けた雇用対策」(21年5月23日経済財政諮問会議舛添

臨時議員提出資料)において、景気回復期を見据えた中長期的な雇用対策として「ニート、高校中退者等の職業的自立支援のネットワーク強化等に向けた地域若者サポートステーション事業の充実」が位置付けられるとともに、「新雇用戦略」(20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料)や「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(20年7月29日政府発表)では、地域若者サポートステーションを拡充し、自治体や教育機関等との連携によりニート等の若者への支援を強化すること、若者自立塾の訓練メニューを多様化することなど、2010年度までの3年間で「集中重点期間」として、ニート等の若者の自立支援の充実に取り組むこととされている。

さらに、第171回通常国会で成立した「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)において、「社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住宅その他適切な場所において、必要な相談、助言又は指導等を行う」等の支援を行うこととされており、学校中退者等のニート状態に陥るリスクのある若者など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する切れ目のない支援を行うことがとりわけ重要な課題となっている。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	983	1,067	1,007	596
予算上事業数等 (箇所数)	-	20	25	30	30
事業実績数等 (箇所数)	-	20	25	30	30

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

平成17年度に創設した若者自立塾は、平成19年度までに修了した者が、合計1,554人であり、修了後6ヶ月経過時点で就労に至った者896人、進学・復学した者129人、ハローワークへ求職登録した者313人を合わせると86.1%の者(1,338人)がニート状態を脱したという実績となっており、一定の成果が上がっているものと認識している。

今後も、合宿型の労働体験・生活訓練といった若者自立塾の特徴を生かし、職業的自立支援の取組の強化に努めていくこととしている。

事務事業名	地域若者サポートステーション事業
平成20年度 予算額等	1,350百万円(補助割合:[国10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
平成20年度 決算額	1,327百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(NPO法人、株式会社、職業訓練法人、中小企業団体等)
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)	上記「若者自立塾事業」における「事業の概要・必要性」参照。

政府決定・重要施策との関連性

上記「若者自立塾事業」における「政府決定・重要施策との関連性」参照。

なお、「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料)において、地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者割合を2010年度までに30%とする目標を定めている。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	319	963	1,350
予算上事業数等 (箇所数)	-	-	25	50	77
事業実績数等 (箇所数)	-	-	25	50	77

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

平成18年度から開始した地域若者サポートステーション事業の利用実績は、全国の

延べ来所者数が18年度は35,179人、19年度は144,171人、20年度は202,112人と、順調に実績を伸ばしており、幅広いニート等の若者への支援機会の提供という観点から、一定の成果が上がっていると評価できる。

さらに、地域若者サポートステーションの利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合も18年度26.2%、19年度26.8%、20年度27.9%（20年4月～10月登録者実績）と、順次、実績を伸ばしているが、「新雇用戦略」（平成20年4月）において定められた「2010年度までに進路決定割合30%」という目標に向けて、一層の取組強化が求められている。

こうした現状も踏まえ、各地域における若者の職業的自立支援を一層活性化させる観点から、平成21年度においては、①設置拠点を全国77か所から92か所に拡充するとともに、②自治体、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、ニート等の若者やその保護者に対し能動的に働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を創設（全国20か所）、③さらに、相談支援体制の充実、若者支援機関に係る情報の整備、支援対象年齢を30代後半まで拡大するなど、本事業全般の拡充・強化を図ることとしている。

事務事業名	「私のしごと館」運営事業（行政支出総点検会議による個別指摘事項）				
平成20年度 予算額等	1,287百万円（補助割合：「国10/10」） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	1,136百万円（決算承認手続き中）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（NPO法人、株式会社、職業訓練法人、中小企業団体等）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）	主として中学生、高校生を対象に、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を支援するため、様々な職業の体験機会の提供、仕事の内容や必要な職業能力開発についての情報の提供及び相談の実施等を総合的に行う。				
政府決定・重要施策との関連性	「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、「私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。その際、売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行うとともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。」とされている。				
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	1,914	1,780	1,500	1,340	1,287
各種サービスの利用者 延べ人数（計画）	400,000	400,000	400,000	540,000	560,000
各種サービスの利用者 延べ人数（実績）	494,232	521,842	507,911	544,650	429,059
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）	平成20年12月24日の閣議決定を踏まえ、売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行っていく。				

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 98.4%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由) 厳しい雇用失業情勢の続く中で、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、安定雇用へと結びつけるために、各事業について拡充・強化を図り、若者への支援策をより一層充実させるための措置を講じる必要がある。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当
(1) <input type="checkbox"/> 無
(2) 具体的記載 総理答弁:「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練と生活支援の実施等
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)
(1) <input type="checkbox"/> 無
(2) 具体的内容
○新雇用戦略(平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)
・ジョブ・カード制度の整備・充実
・地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者割合を2010年度までに30%とする。
○経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)
・ジョブ・カード制度の整備・充実
○社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～(平成20年7月29日政府発表)
・ジョブ・カード制度の整備・充実
○安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)
・フリーター等若者の常用化支援の拡充
・ジョブ・カード制度の整備・充実
○生活対策(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)
・ジョブ・カード制度の拡充
○雇用・能力開発機構の廃止について(平成20年12月24日閣議決定)
・私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。

<ul style="list-style-type: none">・売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行うとともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。○経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）<ul style="list-style-type: none">・職業能力開発支援の拡充・強化○経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）<ul style="list-style-type: none">・職業訓練やジョブ・カード制度の拡充・国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施・非正規から正規雇用への転換促進 <p>③審議会の指摘</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 有・無(2) 具体的内容 <p>④研究会の有無</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 有・無(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容 <p>⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 有・無(2) 具体的状況 <p>平成19年度重要対象分野として、「若年者雇用対策」が選定されており、具体的な答申課題及びそれに対する対応箇所は下記の通り。 「年長化に伴いニートの自立化がより困難となる中で、より多くのニートや30代後半の無業者を支援することが課題となっている。このため、既存の統計調査への調査項目の追加やサンプル調査の実施により、ニート支援策の認知度及びサービスの利用状況等の把握が求められる。」 →評価書 P3にて対応（波線部）</p> <p>⑥会計検査院による指摘</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 有・無(2) 具体的内容 <p>⑦その他</p>
--

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

--